

## 第10号議案

芦屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は事業を営む個人をいう。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市個人情報保護条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い，関係規定を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容（第2条関係）

独立行政法人等に係る定義規定を次のとおり改める。

改正案	現 行
<u>個人情報保護に関する法律第2条第9項</u> に規定する独立行政法人等をいう。	<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項</u> に規定する独立行政法人等をいう。

#### 3 施行期日

令和4年4月1日

## 参 照 2

### デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律抜粋

(令和4年4月1日施行)

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止)

附則第2条 次に掲げる法律は、廃止する。

- (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
- (2) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）

### 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律抜粋

(令和4年4月1日廃止)

(定義)

第2条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

(第2項から第11項まで省略)

### 個人情報の保護に関する法律抜粋

(令和4年4月1日施行)

(定義)

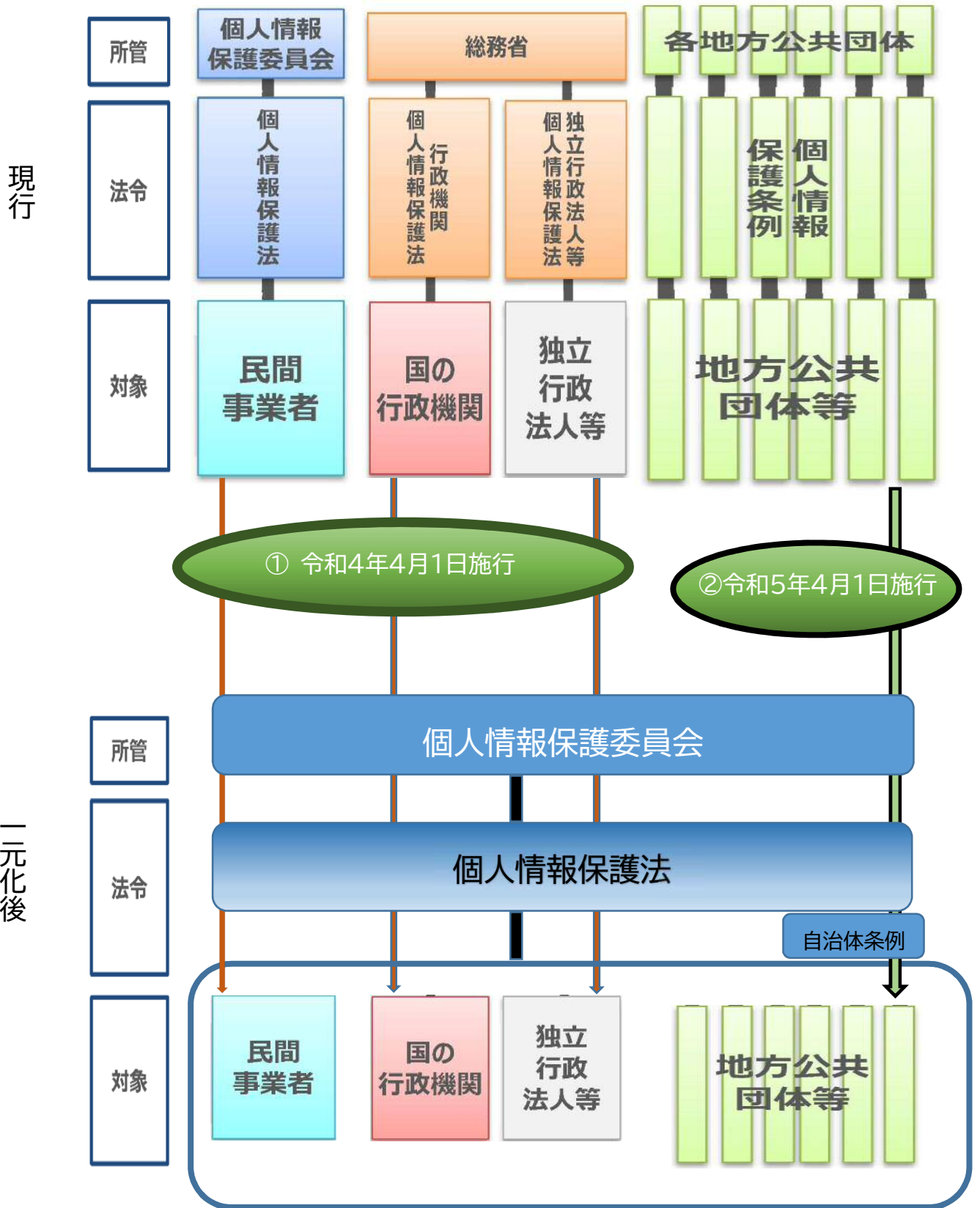
第2条 (第1項省略)

(第2項から第8項まで省略)

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。

(第10項及び第11項省略)

## 個人情報保護制度見直しの全体像



- ① 行政機関個人情報保護法，独立行政法人等個人情報保護法を廃止して個人情報保護法へ一本化（R4年4月）
- ② 個人情報保護法を地方自治体に直接適用。自治体個人情報保護条例の改廃。（R5年4月）
- ③ 個人情報の定義等を統一，行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。（当面は地方自治体での匿名加工情報の取扱いは任意。）